

岩手県告示第598号

漁業法（昭和24年法律第267号）第131条第2項の規定により、太田多津夫に対し、第三十二盛漁丸（漁船登録番号 I T 3 - 41976）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

令和7年10月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 令和7年10月29日（水） 午後1時30分から
- 2 場所 久慈市八日町一丁目1番地 久慈地区合同庁舎5階第3会議室